「介護予防通所サービス・生活支援通所サービス」重要事項説明書」

当事業所は介護保険の指定を受けています。 (岡山県指定 第3370103321号)

当事業所はご利用者に対して介護予防通所介護サービス・生活支援通所サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として「要支援」「事業対象者」と認定された方が対象となります。 要支援認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

(1)法人名 社会福祉法人 幸輝会

(2)法人所在地 岡山県岡山市中区国府市場985-1

(3)電話番号 086-275-0220(4)代表者氏名 理事長 國富 降夫

(5)設立年月 昭和46年12月14日

2. 事業所の概要

(1)事業所の種類 第一号通所介護事業 平成29年5月1日指定

(2)事業所の目的 要支援状態または事業対象者にあたる高齢者等に対し、適正な第一号 通所介護事業を提供することを目的とします。

(3)事業所名 高島デイサービスセンター

(4)事業所の所在地 岡山県岡山市中区国府市場985-1

(5)電話番号 086-275-0307 (6)事業所長(管理者)氏名 田原 可道

(7) 当事業所の運営方針

その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営なむことができるよう、必要な日常生活の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すために、必要な日常生活の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

(8)その他運営についての留意事項

事業所は、従業員の質向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、業務体を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3か月以内
- 二 継続研修 年1回
 - 2 従業員は、その勤務中常に身分を証明する証票を携帯し、利用者から求められた時は、 これを提示するものとする。
 - 3 事業所の会計とその他の事業の会計は区分することとする。
 - 4 事業所は、この事業を行うため、従業員、施設設備、備品、会計、その他に関する帳簿 を整備するものとする。
 - 5 この規定に定める事項の他、運営に関する事項は、幸輝会が定める。

(9)開設年月 平成12年4月1日

(10)利用定員 35人

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1)通常の事業の実施地域 岡山市
- (2)営業日及び営業時間

営業日	月~金曜日(祝日を含む)	
受付時間	月~金 8時30分~17時30分	
サービス提供時間	月~金 9時00分~16時30分	

(3)休館日及び臨時休館

年末年始は休館させて頂きます。

悪天候の場合及び職員の研修等で臨時休館させて頂くことがあります。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して介護予防通所介護サービス・生活支援通所サービス及び指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

	職種	常勤換算	指定基準
1.	事業所長(管理者)	1	1
2.	介護職員(パート含む)	7	5
3.	生活相談員	1	1
4.	看護職員	1	1
5.	機能訓練指導員(運動指導員)	1	1
(看 務)	護職員と機能訓練指導員(運動指導員)は兼		

※常勤換算:職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における 常勤職員の所定勤務時間数(週 40 時間)で除いた数です。

(例)週20時間勤務の介護職員が4名いる場合、常勤換算では、

2名(20時間×4名÷40時間=2名)となります。

〈主な職種の勤務体制〉

	職種	勤務体制
1.	介護職員	勤務時間:8:30~17:30
		原則として7名の介護職員が勤務します。
2.	看護職員	勤務時間:8:30~17:30
		原則として1名の看護職員が勤務します。
3.	生活相談員	勤務時間:8:30~17:30
		原則として1名の生活相談員が勤務します。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1)利用料金が介護保険から給付される場合
- (2)利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合

があります。

(1)介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第4条参照)

以下のサービスについては、利用料金の大部分(通常9割)が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

☆共通サービス

・ ご利用者が自立した生活を送るために、能力に応じて食事・入浴・排泄などの必要な介助を 行ないます。

(1)食事

- ・ 食事の準備・介助を行ないます。
- ・ 当事業所では、管理栄養士の立てる献立により、栄養・嗜好を考慮したお食事を提供しています

②送迎サービス

ご利用者の希望により、ご自宅玄関前と事業所間の送迎サービスを行ないます。

くサービスの利用頻度>

- ☆ 利用する曜日や内容等については、介護予防サービス計画・生活支援サービス計画に沿いながら、ご利用者と協議の上決定し、介護予防通所介護計画・生活支援通所介護計画に定めます。
- ☆ ただし、ご利用者の状態の変化、介護予防サービス計画・生活支援サービス計画に位置づけ された目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

くサービス利用料金(1ヶ月あたり)>(契約書第6条参照)

下記の料金表によって、ご契約者の要支援度に応じたサービス利用料金から介護保険給付 費額を除いた金額(自己負担額)をお支払いください。(上記サービスの利用料金は、ご利用 者の要支援度に応じて異なります。)

介護予防通所サービス<基本サービス>

ご利用者の要支援度	要支援1	要支援2
1.サービス利用料金	16, 701円	34, 243円
2.うち、介護保険から給付される金額	15,031円(1割) 13,361円(2割) 11,690円(3割)	30,819円(1割) 27,394円(2割) 2,3970円(3割)
3.サービス利用に係る自己負担額(1-2)	1,670円(1割) 3,340円(2割) 5,011円(3割)	3,424円(1割) 6,849円(2割) 10,273円(3割)

<加算対象サービス>

※ ★サービス提供体制強化加算(I)

サービス提供体制強化加算(I)	要支援1	要支援2
1.サービス利用料金	730円	1,460円
2.うち、介護保険から給付される金額	657円(1割) 584円(2割) 511円(3割)	1,314円(1割) 1,168円(2割) 1,022円(3割)
3.サービス利用に係る自己負担額(1-2)	73円(1割) 146円(2割) 219円(3割)	146円(1割) 292円(2割) 438円(3割)

- ※ サービス提供体制強化加算(I)で算定された単位数は区分支給限度基準額の 算定対象外となっています。
- ★介護職員処遇改善加算(I)
- ※ 介護職員処遇改善加算は「基本サービス」と「加算対象サービス」合計利用料金の 1000 分の 59 相当の料金となっています。
- ※ 介護職員処遇改善加算で算定された単位数は区分支給限度基準額の算定対象外となっています。

生活支援通所サービス<基本サービス>

ご利用者の要支援度	要支援1 (事業対象者)	要支援2
1.サービス利用料金	7, 422円	15, 180円
2.うち、介護保険から給付される金額	6,680円(1割) 5,938円(2割) 5,195円(3割)	13,662円(1割) 12,144円(2割) 10,626円(3割)
3.サービス利用に係る自己負担額(1-2)	742円(1割) 1,484円(2割) 2,227円(3割)	1,518円(1割) 3,036円(2割) 4,554円(3割)

<加算対象サービス>

※ ★送迎加算(原則として、車両での送迎片道単位)

サービス提供体制強化加算(I)	要支援1	要支援2
1.サービス利用料金	406円	406円
2.うち、介護保険から給付される金額	365円(1割) 325円(2割) 284円(3割)	365円(1割) 325円(2割) 284円(3割)
3.サービス利用に係る自己負担額(1-2)	41円(1割) 81円(2割) 122円(3割)	41円(1割) 81円(2割) 122円(3割)

※ ★有資格管理者配置評価加算

有資格管理者配置評価加算	要支援1	要支援2
1.サービス利用料金	740円	1,510円
2.うち、介護保険から給付される金額	666円(1割) 592円(2割) 518円(3割)	1,359円(1割) 1,208円(2割) 1,057円(3割)
3.サービス利用に係る自己負担額(1-2)	74円(1割) 148円(2割) 222円(3割)	151円(1割) 302円(2割) 453円(3割)

※ ★営業体制整備評価加算

送迎加算	要支援1	要支援2
1.サービス利用料金	740円	1,510円
2.うち、介護保険から給付される金額	666円(1割) 592円(2割) 518円(3割)	1,359円(1割) 1,208円(2割) 1,057円(3割)
3.サービス利用に係る自己負担額(1-2)	74円(1割) 148円(2割) 222円(3割)	151円(1割) 302円(2割) 222円(3割)

※ ★サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

サービス提供体制強化加算(I)	要支援1	要支援2
1.サービス利用料金	243円	487円
2.うち、介護保険から給付される金額	219円(1割) 194円(2割) 170円(3割)	438円(1割) 390円(2割) 340円(3割)
3.サービス利用に係る自己負担額(1-2)	24円(1割) 49円(2割) 73円(3割)	49円(1割) 97円(2割) 147円(3割)

[※] サービス提供体制強化加算(I)で算定された単位数は区分支給限度基準額の 算定対象外となっています。

※ ★介護職員処遇改善加算(I)

サービス提供体制強化加算(I)	要支援1	要支援2
1.サービス利用料金	436円	892円
2.うち、介護保険から給付される金額	392円(1割) 349円(2割) 305円(3割)	803円(1割) 714円(2割) 624円(3割)
3.サービス利用に係る自己負担額(1-2)	44円(1割) 87円(2割) 131円(3割)	89円(1割) 178円(2割) 268円(3割)

[※] 介護職員処遇改善加算(I)で算定された単位数は区分支給限度基準額の

算定対象外となっています。

- ☆ ご利用者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったん お支払いいただきます。要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払 い戻されます(償還払い)。また、生活支援通所サービス計画が作成されていない場合も償還 払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる 事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額 を変更します。

(2)介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条、第6条参照)

以下のサービスは利用料金の全額がご利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 介護保険給付の支給限度額を超える介護予防通所サービス・生活支援通所サービスの 利用

介護給付費の支給限度額を超える介護予防通所サービス・生活支援通所サービスを利用 される場合は、サービス利用料金の全額がご利用者の負担となります。

② 食事の提供にかかる費用(食費)

ご利用者に提供する食事の材料費や調理等にかかる費用です。

(食事時間) 午前11:45~12:30 料金: 1食580円

③ レクリェーション、趣味活動

ご利用者の希望によりレクリェーションや趣味活動に参加していただくことができます。 その際、材料代等の実費をいただくことがあります。

④ 複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費(1枚につき10円)をご負担いただきます。

⑤ 喫 茶

ご利用者の希望により**1回100円**で数種類のメニューより選んでいただけます。 ご利用時間内であればいつでもご注文いただけます。

- ☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することが あります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前まで にご説明します。
- ☆ 前各号に掲げるものの他、介護予防通所サービス・生活支援通所サービスの中で提供されるサービスの内、日常生活においても通常必要になるものにかかる費用で、ご利用者が負担することが適当と認められる費用は実費となります。

(3)利用料金のお支払い方法(契約書大6条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、サービス利用終了後に、1ヶ月分の請求書をお渡しします。

○金融機関口座からの自動引落≪手数料法人負担≫

中銀カード集金代行サービスによる預金口座引落支払いとなります。

対象金融機関は国内におけるほぼすべての金融機関(全国の銀行、信用金庫、ゆうちょ銀行、 農協など)の預金口座からの引落支払いが可能となっております。

口座振替は、実際にサービスを利用した月の2ヶ月後の10日及び11日です。(金融機関による)。ただし、当該引落日が銀行休日の場合、翌銀行窓口営業日となります。

※上記お支払い方法以外の支払いをご希望の際にはご相談ください。

(4)利用の中止、変更、追加(契約書第7条参照)

- ☆ 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、介護予防通所サービス・生活支援通所サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。
- ☆ 月のサービス利用日や回数については、利用者の状態の変化、介護予防サービス計画・ 生活支援通所サービス計画書に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変 更することがあります。
- ☆ 利用者の体調不良や状態の改善等により介護予防通所計画・生活支援通所計画に定め た期日よりも利用が少なかった場合、又は多かった場合でも日割りでの割引又は増額はしません。
- ☆ ご利用者の状態の変化等により、サービス提供量が、介護予防通所計画・生活支援通所 介護計画に定めた実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、介護予防サービス計画・ 生活支援通所サービス計画の変更又は要支援認定の変更申請、介護認定申請の援助等必 要な支援を行ないます。
- ☆ 月ごとの定額制となっているため、月の途中から利用を開始したり月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算は行ないません。
 - 一、月途中に要介護から要支援となった場合
 - 二、月途中に要支援から要介護となった場合
 - 三、同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合
- ☆ 月途中で要支援度が変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。
- ☆ サービス利用の変更の申し出に対して、事業所の稼動状況により契約者の希望する機関 にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

■6. サービスにあたっての留意事項

利用者は介護サービスの提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。 サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態 を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

■7. 緊急時の連絡先

社会福祉法人 幸輝会 電話番号 086-275-0220 高島デイサービスセンター 電話番号 086-275-0307

8. 事故発生時の対応について

- (1)事故発生時には、利用者の家族、主治医、各関連機関と連携を取りながら速やかな 対応をします。
 - (2) 利用者の家族、利用者の関係する居宅介護支援事業所、市町村に対して速やかに連絡等を行います。
 - (3) 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(契約書第12、13条参照)

(4) 事故発生時の状況を調査分析し、再発防止策を講じるものとします。

9 非常災害対策

非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対する計画を作成し、防火管理者また は火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練 を行います。

■10. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様、時間、その利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由について記録します。

■11. 虐待防止のための措置

利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者の人権保護、虐待防止等のため責任者を設置する等必要な体制の設備を行うとともに、従業員に対し研修を実施する等の措置を講ずるように努めます。

■12. 成年後見制度の活用支援

必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することができるよう支援いたします。

■13. 個人情報保護について

従業員は、業務上知り得た入所またはその家族の秘密を保持いたします。また、従業員でなく なった後においてもこれらの秘密を保持する旨を雇用契約の内容としております。

■14. 苦情の受付について(契約書第20条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 〇苦情受付窓担当者 [職名] 生活相談員 三島 芳江
- ○受付時間 毎週月曜日~金曜日 8:30~17:30
- 〇電話番号 086-275-0307
- 〇苦情解決責任者 [職名] 管理者 田原 可道
- 〇第三者委員 [評議員] 高山 学 086-279-4318

(2)円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制、手順

- ① 担当者は直ちに利用者側と連絡をとり、直接利用者宅に行くなどして事情を聴き、苦情の内容の詳細を確認する。
- ② 担当者は苦情の内容を管理者に報告し、管理者は担当者を含む全職員を召集 苦情処理に向けた検討会議を開催する。
- ③ 検討会議の結果を基に処理結果をまとめ、管理者は必ず翌日までに具体的な 対応を指示する。
- ④ 担当者は利用者宅を訪問し謝罪するとともに、検討結果を説明する。

⑤ 担当者は苦情処理結果記録を台帳に記載、整理する。管理者は再発防止に 努めるよう全職員に徹底する。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

岡山市保健福祉局	岡山市北区大供1-18 KSB 会館4階
事業者指導課 通所事業者係	電話番号 086-212-1013
岡山県	岡山市北区桑田町17-5
国民健康保険団体連合会	電話番号 086-223-8811
岡山県社会福祉協議会	岡山市北区南方2-13-1 電話番号 086-226-2827

■15. 地域包括センターとの連携

地域の包括的な支援に向けて、地域包括支援センターとの連携を強化し、求めがあった場合には地域ケアにも参加します。